

税のお知らせ(固定資産税・軽自動車税)

平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書について

平成29年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月15日(月)に発送します。合わせて課税明細書を同封しますので、課税物件に誤りがないかご確認ください。なお、所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数の合計)が16件を超える方には、納税通知書とは別に課税明細書を送付します。

平成29年度軽自動車税納税通知書について

平成29年度軽自動車税の納税通知書は5月15日(月)に発送します。

平成29年度軽自動車税の納期限(口座振替日)は5月31日(水)です。

軽自動車税を口座振替されている方へお願い

車検のある軽自動車の軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書の送付は、6月10日頃になります。車検は、車検有効期限の1

か月前から受けることができます。誠に恐れ入りますが、車検有効期限が平成29年6月1日から6月10日頃の場合、平成28年度の車検用納税証明書(証明書の有効期限平成29年5月30日)で、5月30日までに車検を受けてください。

なお、平成29年度車検用納税証明書(証明書の有効期限平成30年5月30日)は、金融機関からの収税処理が確認され次第、税務課窓口にて申請により無料で発行します。

軽自動車税の減免申請について(初めての方)

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

新規で減免の申請をされる方は、納期限(5月31日)までに税務課での申請が必要です。

■減免対象軽自動車

- ・身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車
- ・身体障がい者、精神障がい者のために、生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・構造が身体障がい者等の利用に供するものである軽自動車

■持参していただく物

- ・身体障害者手帳、療育手帳
- ・または精神障害者保健福祉手帳
- ・運転する方の免許証
- ・車検証のコピー
- ・平成29年度軽自動車税納税通知書
- ・構造による減免については、

軽自動車税の減免申請について(継続される方)

平成28年度に減免を受けた方につきましては、すでに郵送してあります「軽自動車税現況報告書兼減免継続申請書」を提出してください。

初めての方および継続される方は、次のことにご注意ください。

※納付済みの場合は、減免を受けることができます。

※減免を受けることができる自動車は、障がい者の方1人につき1台です。

※普通自動車も所有している方で、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

■問い合わせ先

税務課
☎(32)8892

